第２６１回福島県災害対策本部員会議（概要）

災害対策本部総括班まとめ

１　日　時：平成 24 年 4 月 9 日（月）9：30～9：45
２　場　所：第一特別委員会室
３　内　容：

（１）環境放射能測定結果（暫定値）の状況について

事務局：別紙資料により説明

4 月 9 日午前 6 時現在の状況について報告する。

直近の測定結果で、最小値は、南会津地方、南会津町のリゾートイン台鞍の 0.02μSv/h、最大値は、相双地方、大熊町の夫沢三区地区集会所で、40.56μSv/h となっている。

過去にデータの蓄積のある地点については、おおむね横ばいまたは減少傾向を示している。

（２）福島県民向け電話相談窓口　週報について

オフサイトセンター事務局：別紙資料により説明

名称がワンストップ相談窓口から福島県民向け電話相談窓口へと変更になった。

先週の相談件数は 295 件。

原発周辺では将来にわたり住民が帰宅できない区域の設定を検討していると報道されたことについての意見、汚染水の流出について、何度同じことを繰り返すのかとい厳しい意見、川内村の警戒区域が解除になったが避難区域の位置づけはどう変わったのか、中間貯蔵施設はまだ決定しないのか等の問い合わせがあった。

（３）「農林水産業に関する相談窓口」の利用状況について

農林水産部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は 22 件。

内容としては、農地の除染に関する問い合わせが 4 件、損害賠償に関する問い合わせが 4 件あった。そのほか、4 月 1 日から基準値が改められたことから、販売されている野菜等は大丈夫かとの問い合わせがあるが、県では新しい基準に対応したモニタリング検査を行っていると回答している。

（４）「原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口」利用状況について

原子力損害対策担当理事：別紙資料により説明

先週の相談件数は 224 件。先週、先々週と比較すると約 100 件減少している。指針関係の問い合わせが落ち着き、県南、会津地方に関する問い合わせがやや減少し

た。

内容については、中通りの個人の方から個別の金額、具体的な賠償の方法についての問い合わせが多くなっている。

（５）経営・金融・労働の相談状況について

商工労働部長：別紙資料により説明

先週の相談件数は 19 件でほぼ横ばいである。

金融に関して、警戒区域内から郡山市に移転し事業を継続している方から、手狭なためもう少し広い場所に移りたいと考えているが利用できる制度はあるかとの相談があり、特定地域中小企業特別資金を案内し、窓口となる産振センターに相談するよう回答した。

（６）福島県環境放射線モニタリング調査（都市公園等第 3 回）実施計画について

生活環境部長：別紙資料により説明

都市公園について、昨年から通算 3 回目のモニタリング調査を実施する。

すでにオンライン線量計等が配備され、空間線量率が目視で確認できる状況にあるところもあるが、今回の調査は公園の四隅と真ん中の 5 点を調査し、経年変化、時系列変化を確認するという意味で実施する。全体で 1,100 地点あまりを調査する。

資料について、1 カ所数値の誤りがあるので訂正をお願いしたい。方部別内訳で会津の合計欄が 130 となっているが 127 の誤りである。

4 月 10 日から 2 週間をかけて調査をする。結果については随時速やかに速報値として公表していきたい。

（７）平成 24 年 4 月 3 日～4 日の強風による農林業の被害について

農林水産部長：別紙資料により説明

4 月 3 日から 4 日にかけての強風により 28 市町村で、農業用パイプハウスの倒壊や、林地での倒木等の被害が発生した。今朝現在で被害状況をとりまとめた結果、約 8,900 万円程度だが、主に県北地方の被害が大きかった。野菜のハウス栽培、水稲の育苗用のハウスを中心に強風による被害があった。今後の対応として被害の全容把握に努めるとともに、技術指導の徹底、被害の規模が大きいため災害の補助金の要項に該当するのでその対応の準備、経営安定資金の対応を考えていきたい。

（８）警戒区域への一時立入（三巡目）実績等について

オフサイトセンター事務局：別紙資料により説明

昨日 4 月 8 日で三巡目の一時立ち入りが終了した。マイカー立入りについては実施世帯数 17,764 世帯、立入者数が 43,670 人、業者の帯同世帯数は 466、業者人数

は 787 人だった。専用バスでの立入りについては、726 世帯、1,045 人だった。

今後、希望があるためマイカーの持ち出しを数日間実施する。

4 巡目の立入りについては現在警戒区域の解除が順次なされていることも踏まえ、自治体と調整しながら方法について検討していきたい。

（９）「任期付職員制度」による被災地への東京都職員の派遣について

東京都被災地支援福島事務所：別紙資料により説明

甚大な津波被害を受けた沿岸部市町村を中心に被災地においては、インフラの復旧やまちづくりを担う技術系職員の大幅な不足が深刻な課題となっている。今回、即戦力のスキル・経験を有する人材を「任期付職員」として採用し、被災市町村に長期派遣させていただくこととした。行政経験者や民間経験者を東京都として「任期付職員として採用し、最長で 5 年自治法派遣として被災市町村に派遣する。派遣先については、福島県、宮城県、岩手県各県と調整の上、決定する。派遣規模については、需要数や応募の状況を踏まえ決定する。4 月下旬に募集を開始し、9 月に採用、一定の研修を経て被災市町村への派遣を予定している。

内堀副知事：

これまで全国知事会、あるいは総務省等と相談しながら派遣を受け入れてきたが、インフラの本格的な復旧・復興に伴ってまだまだ厳しい状況にある。そういう中でこういった施策を講じていただくことは大変ありがたいことである。この場を借りて感謝申し上げる。

（１０）北朝鮮による人工衛星の打上げについて

直轄理事：口頭により説明

国からの報告では、国内への落下は起こらないというように発表されているが、万が一に備えた本県の対応として先週 5 日の木曜日に臨時の総合安全管理室員会議を開催した。この中で、庁内の連絡体制、市町村に対する情報提供について確認をした。打上げは 12 日～16 日の間とされているので、緊張感をもって万全を期したい。

内堀副知事：

危機管理の徹底をお願いしたい。

※　次回会議は、4 月 16 日（月）午前 10 時より開催する。